

○津市情報公開条例

平成18年 1 月 1 日 条例第22号

改正

平成19年 9 月28日 条例第30号

平成26年12月19日 条例第39号

平成28年 3 月29日 条例第 6 号

令和 4 年12月22日 条例第35号

津市情報公開条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）

第 2 章 公文書の開示

第 1 節 公文書の開示を請求する権利等（第 5 条―第18条）

第 2 節 審査請求（第18条の 2―第21条）

第 3 章 情報公開の総合的推進（第22条―第24条）

第 4 章 雑則（第25条―第30条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、住民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって本市の諸活動を住民に説明する責務を全うするようにし、住民の理解と批判の下に、住民の参加による公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- （1） 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 図書館、資料館その他これらに類する本市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長並びに議会をいう。

(条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、第5条の規定による公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)をするものの権利を十分に尊重するものとする。
この場合において、実施機関は、個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第4条 開示請求をしようとするものは、この条例の目的に即し、当該開示請求を適正に行うとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

第1節 公文書の開示を請求する権利等

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

(公文書の開示の請求方法)

第6条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。この場合において、開示請求をしようとするものは、実施機関が公文書の特定を容易にできるよう必要な協力をしなければならない。

(1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関等の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害等から人の生命、身体、健康、

生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

イ アに掲げる情報に類する情報で、公益上公にすることが必要であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体又は財産の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 本市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人が識別され得るものに限る。)

が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され得ることとなる

記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。第14条第1項において同じ。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著し

い支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限
(理由付記等)

第14条 実施機関は、第11条第1項の規定により開示請求に係る公文書の一部を開示しないとき、又は同条第2項の規定により当該公文書の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条第1項又は第2項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、開示しないこととする根拠規定を明らかにするとともに、当該根拠規定について適用する趣旨等が当該書面の記載内容から理解され得るものでなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を記載しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る公文書に本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとする

するとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、当該開示決定の日と当該公文書の開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該開示決定後、直ちに当該意見書（第19条及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

（開示の方法）

第16条 公文書の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法によりこれを行う。ただし、視聴又は閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（法令等による開示の実施との調整）

第17条 実施機関は、開示請求に係る公文書に関し、法令等の規定により、何人にも前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用の負担）

第18条 公文書の開示を受ける者は、当該公文書の写し等の交付を受ける場合には、実施機関が定めるところにより、当該写し等の交付に要する費用（送料を含む。）を負担しなければならない。

第2節 審査請求

（審理員による審理手続に関する適用除外）

第18条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(諮問)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号）に基づき設置する津市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条第1項の規定による諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項の参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第3章 情報公開の総合的推進

(情報公開の総合的推進)

第22条 本市は、前章に定める公文書の開示のほか、情報提供に係る施策等の充実を図り、住民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的推進に努めるものとする。

(会議の公開)

第23条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関その他これに類する実施機関の設置によるもの（以下「審議会等」という。）の会議（法令等の規定により公開することができないこととされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該審議会等において当該会議に関し公開しない旨の決定をしたときは、この限りでない。

- (1) 会議において、不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、その公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(出資法人等の情報公開)

第24条 本市が出資その他財政支出等を行う法人その他の団体であって、市長が別に定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市長は、出資法人等に対し、その情報公開の推進を図るため、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第4章 雑則

(公文書の管理)

第25条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとする。

(目的、利用方法等に係る周知)

第26条 実施機関は、住民がこの条例を適正かつ有効に活用することができるようにするため、この条例の目的、利用方法等について周知を図るよう努めるものとする。

(目録等の作成)

第27条 実施機関は、公文書に係る目録等を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(実施状況の公表)

第28条 市長は、毎年度1回、各実施機関に係る公文書の開示についての実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(適用除外)

第29条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号）により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定は適用しないこととされた公文書については、この条例の規定は、適用しない。

（財産区の情報公開）

第30条 財産区の情報公開については、実施機関の例による。

（委任）

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の津市情報公開条例（平成13年津市条例第6号）、久居市情報公開条例（平成11年久居市条例第27号）、河芸町情報公開条例（平成12年河芸町条例第36号）、芸濃町情報公開条例（平成10年芸濃町条例第1号）、美里村情報公開条例（平成12年美里村条例第33号）、安濃町情報公開条例（平成13年安濃町条例第3号）、香良洲町情報公開条例（平成13年香良洲町条例第22号）、一志町情報公開条例（平成12年一志町条例第18号）、白山町情報公開条例（平成13年白山町条例第1号）若しくは美杉村情報公開条例（平成12年美杉村条例第48号）又は解散前の久居市ほか六箇町村競艇事業組合情報公開条例（平成14年久居市ほか六箇町村競艇事業組合条例第1号）、久居地区広域消防組合情報公開条例（平成14年久居地区広域消防組合条例第1号）、久居地区広域衛生施設組合情報公開条例（平成14年久居地区広域衛生施設組合条例第1号）若しくは一志地区広域連合情報公開条例（平成14年一志地区広域連合条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年9月28日条例第30号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第39号）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの条例の規定に相当の規定のあるものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月29日条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月22日条例第35号）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後の開示請求について適用し、同日前の開示請求については、なお従前の例による。